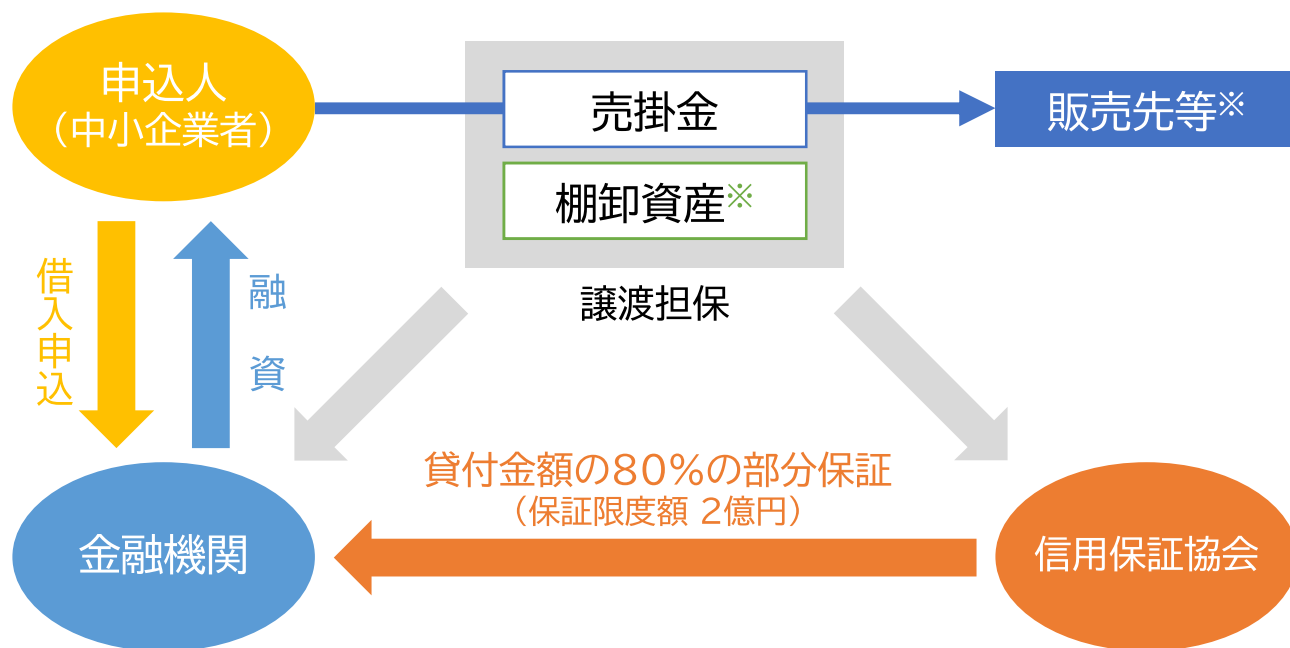


不動産がなくても取引先への「売掛債権」や
製品の原材料等の「棚卸資産」を担保に、融資が拡大！

流動資産担保融資「ABL」保証

制度のしくみ



※販売先等の信用力と対抗要件具備方法に応じて売掛債権に対する掛目を設定(70～100%)

※掛目(原則30%、70%を上限として引上可能)

主な概要

保証限度額	2億円(部分保証:保証割合 80%)	
保証期間	根保証1年(3年まで更新可)、個別保証1年以内	
融資利率	(国) 金融機関所定利率	(県) 1.97%(固定)
信用保証料率	(国) 0.68%	(県) 0.36%
担保	動産担保が必要(売掛債権、棚卸資産)	

※ 棚卸資産を担保として利用できるのは、法人(一部組合を除く)のみです。

※ 貸付限度額は、担保とする売掛債権または棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となります。